

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（四峡小学童クラブ及び汐入小学童クラブ 自動ドア装置交換）	5200616
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年11月17日	
契約金額	770,000円（消費税込み）	

契約相手方	フルテック株式会社 東京支店  (法人番号：3430001013822)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

## 業者選定理由書

件名	修繕契約（四峡小学童クラブ及び汐入小学童クラブ自動ドア装置交換）
指名業者 （案）	名称 フルテック株式会社 東京支店 所在地 東京都大田区東馬込一丁目33番6号 代表者 支店長 傳法 伸一
特命理由	<p>本件は、四峡小学童クラブ及び汐入小学童クラブに設置されている自動ドアの一部装置について、経年劣化による交換修繕を行うものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 上記業者は、当設備の製造元かつ設置業者であり、既存環境や機器の動作条件等を最も熟知しているため、確実な履行が可能である。 また、上記業者は当設備の定期点検についても毎年受託しているため、上記業者が本件を実施することで、不具合等発生時の責任所在を明確化できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）